



令 2 消防保安第 1 2 6 号
令和 2 年(2020年) 4 月 1 3 日

一般社団法人山口県LPガス協会長 様

山 口 県 総 務 部 長



**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
高圧ガス保安法等の措置について（通知）**

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高圧ガス保安法令が改正され、定期自主検査等の法令上の義務について、別添のとおり延長措置が講じられました。

また、法令で講習の受講が義務付けられている保安係員等におかれては、現時点では法定講習の延期により、受講期限の延長措置等が講じられています。

県では、県内各企業に対して、感染者が拡大している地域（以下、「対象地域」という。）への従業員の方の出張を控えていただくとともに、対象地域から県内への来訪については自粛を要請していることから、県内の高圧ガス製造事業所に対し、別添（写）のとおり通知を行いました。

つきましては、会員事業所に対する周知とともに、延長措置の内容等を踏まえ、会合、講習会等についての感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
TEL 083-933-2374

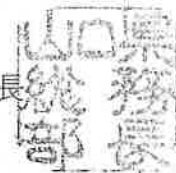


令 2 消防保安第 1 2 6 号

令和 2 年(2020年) 4 月 1 3 日

高圧ガス製造事業所長 様

山 口 県 総 務 部 長



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
高圧ガス保安法等の措置について（通知）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高圧ガス保安法令が改正され、定期自主検査等の法令上の義務について、別添のとおり延長措置が講じられました。

また、法令で講習の受講が義務付けられている保安係員等におかれては、現時点では法定講習の延期により、受講期限の延長措置等が講じられています。

県では、県内各企業に対して、感染者が拡大している地域（以下、「対象地域」という。）への従業員の方の出張を控えていただくとともに、対象地域から県内への来訪については自粛を要請しているところです。

つきましては、講習等での対象地域への従業員の移動や、定期自主検査等の実施に係る作業員等の対象地域からの受入れの計画に際しては、今回講じられる法令上の延長措置を最大限活用し、感染拡大防止、周辺地域の健康面、安全面の観点も十分考慮されるようお願いいたします。

なお、延長措置を活用される場合には、延長措置後の時期について、また、延長措置を活用されない場合には、事業所の感染予防対策について、事前に担当まで連絡くださるようお願いいたします。

今後、追加の法令改正等の措置が講じられた場合には、県 HP により、情報発信を行います。下記 URL を参考にされ、最新の情報の収集に遺漏なきようお願いいたします。

【県ウェブサイト】

○山口県 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/>

○山口県総務部消防保安課

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/all600/index/index.html>

【法令改正情報】

○経済産業省（産業保安関係）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/index.html

【関係団体情報】

○高圧ガス保安協会 <https://www.khk.or.jp/>

○山口県高圧ガス保安協会 <http://www.ykhk.jp/>

○山口県 LP ガス協会 <https://y-lpgas.jp/>

消 防 保 安 課
産 業 保 安 班
TEL083-933-2374